

県境不法投棄事案に係る住民説明会

日 時：平成19年5月14日

午後6時～

場 所：田子町中央公民館

司 会： ただ今から住民説明会を開催いたします。初めに県の高坂環境生活部長からごあいさつ申し上げます。

高坂部長： 県の環境生活部長の高坂でございます。

皆様におかれましては、春の農作業が本格化する中、いろいろお忙しい中に、しかも夕食の貴重な団らんという時間に、この説明会にお集まりいただきまして、厚くお礼申し上げますと思います。

また、松橋町長さんをはじめ、田子町の役場の方々には、今回の説明会の開催に当たりまして、町民の皆様方への周知など、いろいろ多大なご協力をいただきました。厚く感謝申し上げます。

さて、県境不法投棄事案の原状回復対策でございますが、馬淵川水系の環境保全を図るというために、現場周辺の汚染拡散防止対策、これを最優先といたしまして、住民の暮らしの安全・安心の確保、風評の被害防止ということから取り組んできたところでございます。

平成16年12月に開始しました廃棄物の一次撤去でございますけれども、今年の3月までで約9万7千トン、これを搬出することができました。これも一重に、皆様のご理解、ご協力があったればこそと考えております。重ねてお礼申し上げますと思います。

こうした中、昨年9月に汚染拡散防止のための遮水壁本体工事が完了いたしまして、また同じく9月に皆様方にご説明申し上げました本格撤去計画、これを11月に策定することができました。

さらに、平成16年1月に国の同意を得ました事業実施計画書の変更につきましても、これは町をはじめとしまして、県の環境審議会、原状回復対策推進協議会のご意見をいただきながら手続きを進めてきたところです。今年の3月26日にようやく国の同意を得ることができたわけでございます。

以上のようなことから、県としては、本格撤去に向けた環境がほぼ整ったというふうに考えております。

特別措置法の期限でございます平成24年度まで、残り6年間、少し切っておりますが、本格撤去が始まりますと、廃棄物の搬出量がこれまでのほぼ2倍ということになりまして、住民の皆様方の生活、あるいは撤去現場の安全確保などがますます重要なものになってくるというふうに考えております。

ご承知のように、県ではこれまで廃棄物の一次撤去に向けまして、一次撤去マニュアルを作りまして、これに基づいて原状回復対策を進めてまいりました。

今年度からいよいよ始まります本格撤去におきましても、現場での作業、あるいは運搬を

はじめとしまして、様々の確に対応することが求められるわけでございます。こういったことを念頭に本格撤去マニュアルを作成いたしました。本格撤去の実施に当たりまして、皆様の更なるご理解、ご協力が不可欠であると考えてございます。

したがしまして、今回、この本格撤去マニュアルに関する説明会を開催させていただいた次第でございます。撤去マニュアルにつきましては、今日の皆様からのご意見などを踏まえながら、随時、必要な見直しを行いたいと、そういう姿勢で運用していきたいというふうに考えております。したがしまして、皆様方からどうか忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

本日は、そういう意味で何分よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

司 会： 次に、地元田子町の松橋町長さんからご挨拶をいただきたいと存じます。
松橋町長さん、よろしくお願いいたします。

松橋町長： おばんでございます。

本日は、皆様、何かと忙しいところ、この住民説明会にご参集くださりまして誠にありがとうございます。

また、本説明会開催に当たり、青森県環境生活部長様、県境再生対策室長様、そして関係者の方々、ご苦労様でございました。

平成11年12月にこの県境不法投棄事件が発覚してから、7年と6か月が経ちました。その間、いろいろ会合を進めてまいりまして、この住民説明会も今回で13回目になります。その間の基本方針としては、馬淵川水系の環境保全を目的として、汚染拡散防止を最優先すること。そしてまた、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とすること。そして、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や原状回復対策推進協議会などにおいて十分説明をすることなどの原状回復の方針が示されております。

平成16年12月から撤去が始まりまして、18年度で第一次撤去が終了して、19年度から本格的撤去が開始されるわけであります。

今回の説明会は、本格撤去マニュアルの説明であります。当町として、搬出作業がスムーズにいくように、そして情報交換を密にしながら、期限までに完了するように協力体制をとっていかねばと思っております。

しかしながら課題もあります。撤去した廃棄物を処理する施設の確保や廃棄物の環境基準を満たすものの再利用をするといったことなどを住民に十分説明をしてほしいところであります。

住民の皆様には、このような状況を理解していただきまして、今後のご協力をお願い申し上げます。

本日はご苦労様でございます。

司 会： どうもありがとうございました。
それではここで、県の職員を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶いたしました環境生活部長の高坂でございます。
環境生活部理事・県境再生対策室長の鎌田でございます。
県境再生対策室の職員を紹介させていただきます。
田子町現地事務所長の藤林総括副参事でございます。
周辺生活安全対策推進担当の山内副参事でございます。
排出事業者の調査・解明、責任追及対策担当の神副参事でございます。
汚染拡散防止対策担当の長谷川副参事でございます。
環境再生計画担当の根岸総括主幹でございます。
次に、田子町役場からの出席者のご紹介をお願いいたします。

田子町： それでは、私から田子町役場の方を紹介いたします。
先ほど挨拶申し上げました田子町長の松橋でございます。
副町長の築田でございます。
収入役の相木でございます。
それから、私、担当しております経済課長兼産廃対策グループリーダーの中澤と申します。
どうぞよろしくをお願いいたします。

司会： ありがとうございます。

最後になりましたが、私は本日の説明会の司会進行を務めさせていただきます県境再生対策室環境再生調整監の中野と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきますが、会場の皆様には、実施計画の変更及び本格撤去計画の修正に関する資料、A4サイズ1枚のものと同内容の資料、23ページのものをお配りしてございます。資料等、不足の方がございましたらお申し出いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、本格撤去マニュアルは、全体で約150ページになり、内容も多岐にわたりますので、本日は皆様の生活の安全確保や環境汚染防止に関わる部分を中心に分かりやすくしたものをスクリーンを使って説明させていただきたいと思っております。

また、本格撤去マニュアルの本体は、明日以降、県の現地事務所と町役場の方に準備させていただきますので、希望される方は、現地事務所、または町役場までご足労いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、最初に、実施計画の変更と本格撤去計画の修正について、事務局から説明いたします。

なお、皆様からのご質問・ご意見等につきましては、事務局からの説明が一通り終わりました後に、まとめてお受けしたいと思いますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、説明を始めさせていただきます。

事務局： 福士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

実施計画の変更と本格撤去計画の修正についてご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。

1、これまでの主な経緯でございますが、ここに記載している実施計画の環境大臣同意、一次撤去マニュアルに基づく撤去開始、さらには本格撤去計画の作成につきましては、それぞれ説明会を開催させていただきご意見をいただきながら進めてきたところでございます。

2、実施計画変更案に係る事務手続きでございますが、本年2月に地元田子町の意見、県環境審議会の意見をいただき、原状回復特定事業に関する調査会での審査を経て、変更案を環境省に提出し、去る3月26日に環境大臣の同意を得ることができました。

また、この実施計画の変更に対応して、3月30日に本格撤去計画の一部修正を行いました。

資料の裏面をご覧ください。実施計画の変更内容でございます。昨年9月の本格撤去計画に関する説明会でご説明申し上げたとおり、1つは、現場内で作業していただいている方々の健康と安全を確保するため、有害ガス対策等に万全を期するという趣旨から掘削方法を見直ししました。

また、2つ目ですが、特措法の期限内に原状回復対策事業を完了できるよう、加熱処理に適さない廃棄物について適正に処理するため、処理方法を拡大することといたしました。

なお、本格撤去計画においては、今後、処理方法の拡大について検討するとしていたところ、実施計画の変更内容に対応した修正を行ったところです。

実施計画の変更と本格撤去計画の修正についての報告につきましては以上でございます。

司 会： それでは、ここで先ほども町長さんのご挨拶の中にもありましたが、処理先につきまして、最近の状況をご説明させていただきます。

鎌田室長： 鎌田でございます。座ったままで。

先ほど、町長の方からもご挨拶の中で課題としての2つのうちの1つでございます受入先、ここから撤去して受入先が本当にあるのか。そしてまた、24年度までにちゃんと処理できるのかというお尋ねが再三ございました。

今の状況についてご報告申し上げたいと思います。

現在のところ、皆様ご承知のように、青森市にある青森R E R、八戸市にある八戸セメントに搬出して、今、処理をしていただいております。この2つでは、当然足りないわけですが、昨年の10月から八戸市にある株式会社庄司興業所というところでも処理を開始しております。

先般、さらに処理量を確保するために、実は八戸セメントの方に今は50トン処理していただいているところなんですけど、もうちょっと処理できないかということで協議したところ、今年の10月頃から現行の50トン程度から約1日当たり80トンから100トンくらいは処理できる見込みが立っております。

このほかに、今、既存の処理施設として、新たに数十トンの処理ができないかどうか、技術的な検討をしてもらって、何とかいけるのではないだろうかというところまできており

ます。ただ、この施設については、これからその地域の方々の理解と協力を得ながら契約していかなければならないものですから、そのときになってから、また、ご報告できるものがあれば報告していきたいということにしたいと思います。

いずれにしても、数十トンの新たな施設が今、確保できる見込みになっているということでございます。

こういうことから言って、少しずつではありますけれども、徐々に施設を確保していきながら、平成24年度までにはこの撤去を完了していきたいと考えておりますので、最新の情報としてご報告させていただきます。

以上でございます。

司 会： 続きまして、本格撤去マニュアルの内容について、各担当から説明させていただきます。

事 務 局： 県境再生対策室の佐々木と申します。

それでは、廃棄物本格撤去マニュアルの概要をご説明いたします。今年度から始まります本格撤去に当たりまして、新たにマニュアルを作成いたしました。平成16年度から始まりました廃棄物の一次撤去の際には、一次撤去マニュアルを作成し、それを基に撤去作業を進めてまいりました。

今回、本格撤去マニュアルを作るに当たりましては、これまでの一次撤去の経験と実績を踏まえて、マニュアルの項目の見直しを行いました。今回新たに2番の廃棄物の区分管理マニュアル、3番の土壤確認分析マニュアル、7番の計量マニュアル、12番の浸透水量管理マニュアル、この4つを追加しました。

また、一次撤去の際には、掘削、積込みの2つをまとめてマニュアルとしていましたが、撤去の本格化に伴い、掘削作業と密接に関連する遮水について1つのマニュアルとして独立させました。

また、処理施設に応じた選別についても、積込みと併せてマニュアルを定めました。

マニュアルの新規追加項目は次の4つです。

まず、廃棄物の区分管理マニュアルです。本格撤去では、廃棄物の処理先が増えることから、普通産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分管理が必要となる場合があります。

また、ブロックごとに廃棄物の種類などを管理していくことから、それらの方法を明確に定めました。

次に、土壤確認分析マニュアルです。廃棄物の上を覆う覆土の安全や廃棄物の撤去完了の確認方法を詳細に定めました。

計量マニュアルです。現場内にトラックスケールを新設しましたので、廃棄物の掘削量の把握や運搬車両の過積載防止のための計量手順を定めました。

浸透水量管理マニュアルです。遮水壁が完成し、本格的な廃棄物の掘削が始まることから、掘削に伴ってキャッピングを剥ぐ面積を最小限にして、廃棄物へ浸透する雨水の量を削減し、浸出水量を抑えるために手順を定めました。

これまで、掘削と積込みについてマニュアルを作成していましたが、今回新たに処理施設に応じた選別方法や取り扱う廃棄物のハンドリング、そして掘削作業に密接に関連した遮水について、それぞれ掘削・遮水等作業マニュアル、選別・積込マニュアルとして定めており

ます。

マニュアルには、まず、本格撤去の基本的な事項を定めています。撤去期間は、平成19年度から国の支援が受けられる平成24年度までの6年間、本格撤去する廃棄物は、一次撤去完了後の残る約57万5千トン。そして、撤去作業の進捗状況は、運搬車両への積載重量で日々管理し、撤去量は逐次公表していきます。

また、新たに撤去完了の確認方法をはっきり明記いたしました。撤去完了の確認は、標高5mごとに廃棄物の撤去が終わった段階ごと、住民の皆さんへ公開して行います。地山に廃棄物がないことを確認し、廃棄物が確かにないことが確認できたら、地山の土壌を採取して、公定法により分析します。分析の結果は速やかに公表します。

また、作業の安全管理として、天候が悪く撤去作業に危険が伴う場合は、作業を中止したり、現場内では、ヘルメットやマスクなどの保護具を必ず着用することなどを一次撤去の時と同様に定めています。

県、現場監理者、掘削業者、処理業者などの関係者が週1回現場に集まったの工程会議や住民の方にもご参加いただいで月1回の全体会議により、作業予定の周知や撤去作業に当たった課題、問題点の把握を行って、作業がスムーズに進むよう、そして必要があれば作業の改善を図っていきます。

こちらは、撤去現場の全体配置図です。緑色の部分が、本格撤去の対象エリアとなります。このエリアは、昨年9月に完成した遮水壁で囲まれています。現場の上の部分、最北端の部分は、平成18年度までの一次撤去期間に撤去が完了した部分で白く塗られております。ここに、本格撤去用の選別ヤードを設置しております。

現場の廃棄物は、このブロック管理図のとおり20m四方のブロックごとに、縦方向、横方向、そして深さ方向で、きちんと背番号を付けて、その性状や搬出先を管理します。

ブロックごとに管理した上で、現場の廃棄物は重金属類などを含んだ特別管理産業廃棄物1とVOCだけを含んだ特別管理産業廃棄物2、そして、これらの物質を含まない普通産業廃棄物の3つに区分します。そして、普通産廃処理施設への搬出の際には、事前に分析を行って、普通産廃であることを確認します。

これは、廃棄物の撤去基本フローです。特別管理産業廃棄物は、基本的に特別管理産業廃棄物の処理施設で、加熱処理により無害化し適正に処理します。普通産業廃棄物も基本的には加熱処理を行いますが、その性状などから、加熱処理に適さないものにつきましては、廃棄物処理法に定められた方法のうち、最も合理的な方法で適正に処理します。

普通産廃処理施設に普通産廃を搬出する際には、掘削前に対象となるブロックの分析を行い、確かに普通産廃であることを確認します。確認方法は、法律で登録されている分析機関により公定法で分析し、その結果は廃棄物処理法に定められた方法で判定します。

分析の結果、普通産廃でなかった場合には、特管処理施設へ搬出し、適正に処理します。

分析は、カドミウムや鉛といった重金属類、ダイオキシン類、そして揮発性有機化合物といった、ここに掲げた項目について行います。

判定は、廃棄物処理法にしたがって、特管判定基準と照らし合わせて、1つでもこの基準を超過していれば、特別管理産業廃棄物として扱い、適正に処理します。

現場で廃棄物と分離できる覆土は、仮置きして一定量まとまりましたら、公定法により分

析を行います。分析の結果、土壤環境基準と照らし合わせて汚染のない場合には、現場内の造成などに利用します。土壤環境基準を超過している場合は、現場から搬出して適正に処理します。

また、本格撤去マニュアルでは、廃棄物の撤去完了の確認方法についても詳細に定めています。廃棄物を撤去した後に、目視で地山に廃棄物がないことを確認します。そして、重機で地山を掘り、もう廃棄物が埋まっていないことを再度確認します。重機での試掘は公開して行います。住民の皆さんに実際に立ち会ってもらい、作業を見ていただきます。その結果、廃棄物があれば、さらに撤去をします。

そして、廃棄物が本当になくなったことが確認できれば、さらに地山の土壤を分析して、土壤が廃棄物により汚染されていないことを確認します。もし汚染が確認できれば、その範囲を特定し、さらに汚染がどの深さまで到達しているか追跡します。そして、汚染されている土壤は確実に撤去します。汚染土壤がなくなれば、初めて撤去の完了となります。

本格撤去に当たりましては、現場の本格的な掘削作業を伴うこと、そして、扱う廃棄物量がこれまでの概ね2倍に増えることから、作業する人の健康と安全の確保について、これまで以上に注意していかなければなりません。

具体的には、粉じんの発生と飛散の防止。有害ガスの発生を抑制し、悪臭の発生を抑制、そして騒音の低減、騒音を抑えることが求められます。そこで、現場での作業の万が一に備えて、粉じんと有害ガス常時測定などを行うとともに、定期的に分析機関での公定法に測定により、作業環境の十分な把握を行います。そして、その結果に基づき、常に見直しを行って作業環境を改善し、作業する人の健康と安全に十分に注意を払って、撤去作業を進めてまいります。

硫化水素ガス、酸素濃度、あるいはメタンガスなどのガスについては、左側のガス検知警報器で常時監視しながら、撤去作業を行います。さらに、携帯型のガス警報器を実際に作業する人の作業服に装着して、万が一危険な状態となって警報が鳴ったときには、すぐ退避できるようにしています。

また、デジタル粉じん計、ガス検知管なども使用して、作業する人の健康と安全に十分に注意を払います。

現場での作業環境に注意するとともに、周辺環境にも十分に注意を払っていきます。

県では、原状回復対策事業の最初から、現場や周辺地域の環境モニタリングを継続して行ってきております。本格撤去に当たりましても、撤去作業が周辺環境に影響を与えていないか、そして遮水壁や水処理施設できちんと汚染拡散を防止できているかを確認し、継続して調査を行うことで万が一の異常時にも早期に発見し、すぐに対策できるようにします。

そして、これまでと同様に、協議会の承認をもらった上で、年間のモニタリングを行い、その結果は、住民の皆様にも速やかに情報公開します。

また、協議会でモニタリング結果を報告し、評価いただくことで、測定項目などの見直しや追加を行っていきます。

環境モニタリングには、廃棄物撤去の影響を把握するために、地下水や沢水の水質のモニタリングを毎月行うとともに、有害大気汚染物質のモニタリングを行います。

また、運搬車両による排出ガスの影響や騒音・振動の影響を把握するために、大気モニ

タリングと騒音・振動モニタリングを継続して行います。

また、現場の廃棄物により汚染された浸出水を処理する、浸出水処理施設は、平成17年6月から稼働しておりますが、その処理されたきれいな放流水だけでウグイを飼育しております。

このように、周辺環境への影響の把握には、万全の体制を敷いています。

事務局： 汚染拡散防止対策担当の對馬と申します。座ったまま、説明させていただきます。掘削・遮水等作業マニュアルについて説明します。

本マニュアルは、一次撤去マニュアルの時には、掘削、積込マニュアル一本にしておりましたが、掘削作業方法を変更したこと等に伴い、掘削に関するマニュアルと積込みに関するマニュアルを別々にし、充実を図りました。

本マニュアルの目的ですが、掘削・遮水等作業における安全性及び効率性です。掘削計画は、当初、不法投棄現場をAからFというブロックに分けまして、そのブロックごとに掘削するというようにしていましたが、表にありますとおり、今回、標高5mごとにブロック管理しまして、標高の高い所から低い所へ順に撤去を進め、平成24年度までに撤去を完了する予定です。

19年度のところを見ますと、まず中央池の仮置き部分の撤去が終わってから標高450mから445m、それが終わりましたら次の445mから440mの部分というふうに高い所から低い所に掘削していきます。次の年度は19年度の残った部分と、またさらに下のブロックに掘削を進めていくということで、平成24年度までに全体を撤去することとしております。

下の次の図でございます。不法投棄現場の全体図を表しております。外側の赤く太い線でございます。これは、完成しました鉛直遮水壁のラインを表わしています。

黒く太い線がございますが、廃棄物掘削前の等高線、すなわち、今現在廃棄物が埋まっている状況の等高線が黒い線で表わしております。

赤い破線がございますけれども、この赤い破線が廃棄物撤去後、すなわち言い換えますと、廃棄物が捨てられる前の元々の地山の等高線を表わしているということになります。

標高の高い所が、こちらの北側と現場入口の方の南側になりますが、こういう高い所から西に向かって段々斜面になって下っていくと、現場がそんなふうになっております。

また、旧中央池というのがございますが、ここが一段低く沢筋になっているのが見てとれるかと思えます。

今回の遮水壁と併せまして、この1番の下流部分でございますが、ここに浸出水貯留槽というものをつくりまして、壁沿いとか、真ん中に浸出水を集めてきたものをいったんここを通過させまして、下の水処理施設に導くという工事を今までに完成してございます。

次のページの図でございますが、計画どおり撤去を進めた場合の平成22年度末頃の状況を表した図面です。先に説明しましたように、廃棄物の撤去は、こういった高い所から順番に低い所に掘削していくということになってございまして、平成20年度前半頃までに標高440mまでの掘削を完了する予定です。20年度後半から22年度頃までで標高440mから435mまでのブロックを掘削すると。このブロックの掘削が終わった時に、廃棄物が

撤去されまして、新たに地山が現れる部分がこの濃い緑の部分です。

先ほどの図面と合わせてみますと、このラインが掘削する前のごみが溜まっている時の430mのラインです。435mまで掘った時には、新たにこの部分、緑の濃い部分のごみが出てきますが、まだこのピンクの部分は、掘削した面より下にごみが埋まっているというふうな状況を示しております。

ただし、絵の方にございます、岩手県で先に施工した県境の鋼矢板がございますが、これに接した一部分については、岩手県と歩調を合わせまして掘っていくということがございますので、22年度末頃に緑の着色をしておりますが、一部23年度以降の掘削も予想される部分がございます。

薄い緑色の部分は、その前のブロックを掘った段階で、既に廃棄物が撤去されまして、元の地山が現われているという部分を表しております。また、無着色の部分は、まだ手がつかない、廃棄物が埋まったままの斜面ということを表わしております。

次の図でございまして、この図は、作業手順を表しております。マニュアルの中には、左の方の四角にありますように、5つの作業手順を書いておりますが、それを断面図を基にしまして、その流れを説明したいと思います。

まず1番上の断面図でございまして、撤去前の状況を表しております。着色部分、ピンクの着色部分がこれから掘ろうとするブロックで、縦横20m四方になってございます。高さは2.5m、廃棄物は遮水シートで覆われた状況です。

雨水は場内道路の脇にある雨水排水路に導かれております。

真ん中の断面図が撤去準備の状況を示しております。

まず、掘削する部分の表面遮水工のキャッピングシートを剥ぎます。次に廃棄物中の水位を事前に低下させ、掘削の作業環境を向上させるために、浸出水集排水管というものを設置します。また、同時に必要に応じまして、雨水排水路を設置しまして、この部分でございまして、上からくる雨水がシートを剥ぎ取った廃棄物に流れ込まないように、雨水排水路を設置して側溝に導くようにしております。

また、次に運搬路、運搬車両が入ってくるための運搬路に敷き鉄板等を敷きます。

下の断面図が撤去中の断面になります。掘削作業、バックホーなどがここにおりまして、直接場内の運搬車両に積み込んでまいります。この場内運搬車は、掘削した廃棄物を選別施設、場内の選別施設まで運びます。

こういったように、一連のブロックの掘削が終われば、また終わった箇所キャッピングを行いまして、設けた浸出水排水管等も次のブロックに適宜移設します。

また、場内道路も今度下のブロックが掘削されていくとか、段階段階に応じまして、適宜設置し直すようにしております。

続きまして、浸透水量管理マニュアルについて説明します。

本マニュアルの目的は、浸透水量の削減です。浸出水貯留池が下の方にございますが、この池に浸出水をいったん貯留してから処理しているわけですが、この水位を安全に保つためにも、今後、ますますこのキャッピングというものが重要になってきます。

また、この浸透水量は、降水量と掘削工程におけるキャッピング工の状況により変動します。このため、キャッピングの徹底を図り、また、雨水排水路の点検・維持補修、こういっ

たものを通常時には徹底してやっていきたいと思っております。

また、緊急時の対策としまして、掘削中の箇所にも緊急的にキャッピングをしまして、浸透水量を抑えと。また、浸出水貯留槽、先ほど説明いたしました、不法投棄現場の上の方の1番下流部にあった、最近つくった槽でございますが、そこにも一時的に溜めて緊急避難をするということを考えてございます。

事務局： 周辺生活安全対策推進担当の一戸と申します。私から、運搬マニュアルの関係を説明しますけども、座ったままで説明させていただきます。

まず1つ目に、運搬マニュアルにつきましては、基本的に一次撤去マニュアルと内容は同じでございます。確認の意味も含めて、要点を再度説明させていただきます。

最初に、廃棄物運搬車両でございますが、廃棄物の性状ごとに定められた仕様を満足する密閉型の車両を基本とすると。具体的には、荷台の上に蓋がついた天蓋車を基本として、県に事前に登録した車両を使うということでございます。

また、運搬車両につきましては、事前登録車両であるということと、運転者を示す登録証を常に携帯するというのが2つ目でございます。廃棄物運搬車両であることが容易に識別できるマグネットシートを貼り付けしなければいけないということにしております。

これが、廃棄物運搬車両の登録証のイメージでございます。表面に廃棄物の運搬車両であるというのと、運転者の名前、それから裏面に運転者の名前とか生年月日、性別、血液型といった情報を書いたものをダッシュボードの上に載せるということにしております。

これが、車両識別シートということで、皆さん、見掛けたことがあるかもしれませんが、県境不法投棄産業廃棄物の運搬車両であるという黄色いステッカーを車の前後左右に貼らせているということでございます。

次、運搬ルートでございます。スクリーンに映っているのは、ちょっと見えにくいので、皆様のお手元の方に大きくしたものを載せております。

まず1つ目、青森ルートでございます。青森ルートにつきましては、現場から県道道前浄法寺線、国道104号を通りまして、川守田交差点から国道4号を北上しまして、青森市郊外の受入先まで運搬するというので、現場から約155km、時間にして3時間40分のルートでございます。

次、八戸ルートでございます。八戸ルートにつきましては、川守田交差点から、国道4号に出まして、剣吉交差点から八戸方面に向かしまして、現在では、八戸市の新井田と櫛引にあります受入先まで運搬しているということです。いずれも現場から約60キロ、1時間45分のルートでございます。

次、運搬車両のグループ化でございます。一定の時間当たりの通行頻度を少なくすることで、沿線住民の方々の危険を減らすため、あるいは一般車両や歩行者の注意喚起をするため、運搬車両については、4台までのグループに分けてグループ単位で走行するというのを決めてございます。

また、運搬時間につきましては、田子町、三戸町の国道104号につきましては、登校時間以後の走行として、運搬日は原則として平日ということにしております。グループ化と運搬時間については、これまでもこのような形で進めております。

次、運搬のタイムスケジュールの例でございますが、これが現在の1日30台ベースで作成したものでございます。水色につきましては、川守田交差点から現場までの往復です。それから、緑色が現場に居る時間です。それ以外につきましては、川守田交差点を出てから受入先までの時間帯となっております。新たな受入先が、これから出てきた場合の具体的タイムスケジュールにつきましては、今後、町の意見も聞きながら決めていきたいと思っております。

次、場外運搬のルールでございます。場外運搬につきましては、交通ルールを守るということはもちろんでございますけども、昼間点灯、ライトの常時点灯を義務付けさせていただきます。

また、現場付近の町道出口交差点、上郷交差点、小沼交差点に車両誘導員を配置しまして、一般車両と歩行者の安全確保に努めております。現在、上郷交差点、小沼交差点には2名ずつ誘導員を配置しております。

管理体制でございます。まず1つ目は連絡体制でございます。運搬車両の運行状況を適切に把握するため、運搬業者は運行管理センターを設置して、運転手からの通過状況を定期的に報告してもらっているということでございます。

現在の青森ルート、八戸ルートごとに車両基地出発、現場到着、受入先の到着、出発などの定点ポイントを定めまして、前日までに予定時間を報告してもらいまして、運搬終了後に実績の時間を報告させるということでございます。

次、管理体制の続きですけども、事故が発生した場合などの緊急時、それから交通渋滞等によって定点ポイントを通過する予定時刻から30分以上遅れる可能性がある場合には、速やかに運転手から報告させるという仕組みをつくっております。

また、として、事故が発生した場合、運転手は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先にいたしまして、直ちに警察・消防に連絡するとともに、運行管理センターに報告するというようにしております。

これを具体化するために、運搬業者の方では、事故時に飛散・流出した廃棄物の回収が的確に実施できる体制をつくっているということです。

ですが、につきましては、廃棄物運搬車両の運転手につきましては、このマニュアルによる教育を受けた者でなければ、運転手としてはならないということにしております。

その他の配慮事項ですが、国道104号に入ってから通学路、学校、横断歩道、公共施設、制限速度などの特に注意すべき事項について、交通安全マップを作成して運転手に携帯させております。

また、夏休みなどの学校の休業期間中における児童・生徒への配慮、一般車両の優先、バス停付近での歩行者や乗降者などに対する注意といったものを運搬マニュアルで定めております。以上が運搬マニュアルの説明でございます。

次に、緊急時対応マニュアルについて、私から引き続き説明いたします。

緊急時対応マニュアルにつきましては、マニュアルの方針でございますが、緊急時の対応を自然災害時、それから事故時、その他異常時に分類して発生し得る事態を想定して、負傷者の救助及び汚染拡散防止を最優先とするのがマニュアルの方針でございます。

マニュアルの適用工程でございますが、適用工程につきましては、本格撤去の全工程、対象につきましては、本格撤去事業に関わる全ての関係者を対象とするということでございます。

次に、マニュアルで想定される緊急事態ということで、自然災害時、事故時、その他異常時の3つに分類しておりますが、まず自然災害時では、荒天時と地震時を想定しており、荒天時では、掘削面の崩壊やキャッピングシートのめくれなど、地震時では、施設の損壊、火災などを想定しております。事故時につきましては、運搬事故、作業事故、施設事故の3つを想定しております。

運搬事故としては、人身事故、車両事故など、それから作業事故としては、車両同士の接触、重機の転倒など、施設の事故としては、浸出水処理施設の事故、洗車設備の事故などとなっております。

最後にその他の異常時としては、撤去現場周辺に浸出水などが漏洩したなど、といった場合を想定しております。

緊急時の連絡体制でございますが、緊急時の状況に応じて、連絡体制表AからCに分けております。連絡体制表Aにつきましては、水質に関する汚染拡散防止対策を伴う場合。主な連絡先として、関係市町村、関係農協・漁協、八戸工業用水道管理事務所などということにしております。

連絡体制表Bでございますが、その他汚染拡散防止対策を伴う場合ということで、主な連絡先につきましては、関係市町村、警察本部、関係農協、県道路課、それから、連絡体制表Cにつきましては、汚染拡散防止対策の必要がない場合ということで分けております。

なお、就業時間以外や休日にも緊急時対応できるよう連絡先を定めております。県境再生対策室の電話番号を載せております。

また、本マニュアルにつきましては、各業者等への安全教育も実施するというようにしております。

以上が緊急時対応のマニュアルの説明でございます。以上でございます。

司 会： 以上で県からの説明を終了します。

それでは、皆様からのご質問、ご意見を承りたいと思います。ご発言を希望される方は、その場で挙手をしていただきますと、係の者がマイクをお持ちいたしますので、最初にお名前をお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは、ご質問、ご意見等、お受けいたします。

住 民： 鎌田さんに聞きます。先ほどの、今現在、搬出先のことでおっしゃっていたんですが、かなり良い見通しのような案配のお返事だったんですが。具体的に平成19年、平成20年、それに向けての今現在の見通しと、それがはっきり確保できた場合、どういうふうに搬出量、搬出先が変わるのかという資料はまだ出してもらえないわけですか。

鎌田室長： 先ほども言ったように、契約してから公表ということがまず基本的な県のスタンス、原則なんですよ。今、なぜ具体的なことを言えないかというと、やはりその施設に持っていくために、周辺の方々の理解と協力を得ないと、我々としては持って行けないわけですよ。です

から、そういうことを全ての手順を終わって、そして具体的に何トンそこで処理できるのかという技術的なものはっきりした段階で報告させていただきたいと思います。

住 民： それは分かるんですけど、私が言っているのは、今現在、この予定の計画の量がありますよね。19年、20年度。相手の公表とか、そういうふうなことまで含めては言っていないわけですよ。それが、例えば、確保できた場合にどのように変化するのか。そういうふうな資料というのは作っているのか、それとも作っていないのか。そのへんをお聞きしたいんですが。

鎌田室長： 例えば、19年度に9万6,100トン処理したいと。あるいは20年度も同じ量を処理したいと。そのための処理施設で、どこで、何トン処理して、どれだけの年間処理できるのかということだと思うんですが、具体的に協力していただけるのが、先ほど八戸セメントも言いましたけども、80トンから100トンということで幅があるんです、ある程度。したがって、それが100トンになるのか、80トンになるのかで、相当変わってきます、年間とすれば。

それから、具体的に数十トンという話をしましたが、そこで何トン処理できるのかということも確約がないものですから、まずその具体的な数字での計画というのは出していません。

住 民： だから、幅があるのは分かるんですが。ただ、おおよその概算でもあらかじめ、やはりやっておくべきじゃないかと思えますし、当然やっているんじゃないかと思って、こうやってお聞きしているんですが。そのへんはどうなんですか。

鎌田室長： 当然やっておかなくちゃいけないんでしょうけども、それは具体的な数字が出てきてから。そうすると、例えば9万6千トンが10万トンになるのか、あるいは8万トンになるのかということが目星がついてくるんじゃないかという具合に思っております。ですから、もうちょっと時間いただきたいなど。

住 民： 時間はいくらでもやりますけどね。いつ頃までに出ます？それは。

鎌田室長： はっきり言えば、八戸セメントの場合は10月頃と言っていましたので、そのへんになれば数字が出てくるかと思えます。

もう1つのところは、まだ今、具体的にいつまでということとは言えません。

住 民： できるだけ早く、それを明らかにしてもらいたいところです。お願いします。

鎌田室長： 努力します。

司 会： ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見のある方、いらっしゃいましたらよろしくお願ひいたします。こちらの方、あちらの女性の方。

住 民： 今日はどうも遠いところ、ご苦労様でございます。

分かりやすいマニュアルの説明だっと思っております。

私も、このマニュアルに沿って、これから本格撤去をしていただくものと信じておりますが、先ほども土壌の確認分析というところでは、住民の方々の立会いの下とか、そういうお話をしてくださいましたけども。田子町の住民に対する報告の仕方と、田子町の協議会に対する報告の仕方のやり方についてももう少し詳しく説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

鎌田室長： 例えば、地山の中にごみがないという確認とか、そういうことは町とかそういうことではなくて、あるいは町の協議会とかではなくて、住民の方々に来ていただいて、みんなで見てもらうということを基本としています。ですから、町の方にどうやって報告するんだとか、あるいは協議会、町の協議会にどうやって報告するんだということではなくて、実際、何月何日にこの最終確認したいと思いますのでご参集くださいと、見てください。そして、そこで現認していただいて、そしてごみがないと。いいですねということになったら、今度、その土の分析に入ると。地山の分析の方に入るといいう形をとりたいと思っておりましたけども。

住 民： 私は、ある程度のそういう知識がないと、ただ行って、「これを見てください」と言われても、何か難しい部分があるのではないかと思ったので、そういうことに関する、これは町の協議会なんかで相談すれば良いことかも知れませんが。ただ行って眺めて、沢山の人がいて、「何も無いね」と。それでは、ちょっと決めが弱いと思うんですが。そのへんはいかがですか。

鎌田室長： 実は、現場を見ても分かるように、土というのは、あそこでは茶色くなっているんですよ。ごみというのは黒いんですよ。1つの例を挙げれば。そして、ずっと掘っていけば、例えば、ここで掘っていったときに、3mから5m掘れます。見ていけば、下が真っ黒で、1番下が真っ黒で、その次が茶色になって、それからまた黒くなって、というような層がきれいに分かれていますよ。ですから、見ていただければ、それが1番下になったときには、あそこの地山の土というのは、多分、火山の、十和田火山層とか何とかというやつで、赤い土、茶色い土だと思うんです。まだ地山を見ていないんで分かりませんが。今までのあそこの環境を見ればそういう色だと思うんです。

先ほど、スライドでもあったように、どこか掘ってみます。掘ったときに、そこに黒いものがあれば、それはまだごみがあるわけですから。それを見れば、我々だって全て分かるわけではないんですが、見ていただいて、分かるわけです。そうすると、それによって確認したということにしたいと、今のところは思っております。何かもっとほかに、町の協議会の方でこういう確認の方法があるんだということがあればご提案いただきたいと思います。

司 会： ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

住 民： 久慈と申します。よろしく申し上げます。

2つ、3つ、お尋ねをしたいんです。1つは、廃棄物の特管産廃と普通産廃の判定のことなんです。その作業と掘削の作業、これがどういう形で進んでいくのか、分かりやすく説明していただきたいと思います。

2つ目は、今年の冬、岩手県側では冬期間テストケースとして運搬をしたようでございますが、青森県としては、全然、そういうお考えがないのか、あるのか。ないというのは、どのような理由といたしますか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

もう1つは、今の推定されるごみの量の状況からいうと、岩手県の方ではかなり早く、青森県に比べて早く終わるんじゃないかと思うんです。そういった場合に、青森県の今の状況からいくと、なかなか処理、今のままでいけばの話なんです。処理能力が足りないというおそれが出た場合に、岩手県の方の処理場といたしますか、そういうものを利用するようなお考えがあるのか、ないのか。その3点についてお返事をお願いします。

事 務 局： 1番最初のご質問ですが、どのように現場の廃棄物を判定していくかということなんです。基本的に今、確保しております処理施設、特管の処理施設ですので、そちらの方に持ち込む場合は、特管だろうと普通産廃だろうと同じように加熱処理を行います。

今後、普通産廃処理施設が確保された場合は、そこに持っていくためには、普通産廃であるということをきちんと確認した上でないと搬出できませんので、現場でブロックごとに確認のための分析を行いまして、その結果、だいたい1か月くらい掛かりますが、その1か月待ってでもきちんと普通産廃であることを確認した上で、普通産廃処理施設の方に搬出することにしております。

掘削は、先ほど汚染拡散防止対策の担当の方からもご説明したとおり、20m四方、深さ方向には2.5mのブロックできちんと管理して、そのブロックごとに普通産廃であるか、特管産廃であるかをきちんと判定した上で管理して搬出してまいります。

住 民： それじゃ、積込みのその時に判定するんですか。その判定の時期をお尋ねしたい。

事 務 局： 掘削前にブロックで管理する段階でサンプルを取って分析します。分析まで、結局、ダイオキシンまで分析しなければいけませんので、1か月以上かかります。ですから、仮置き、掘削して仮置きしてからですと場内、ご存知かとは思いますが、非常にまだ廃棄物が埋まっている場所が多くて、仮置きできる場所が限られておりますので、もう事前に何か月先にはどこの場所を搬出するというふうに計画を立てて、その場所を分析した上で、1か月後に結果が分かりましたら、それで初めて搬出するというようにしています。

続きまして、2つ目のご質問ですが、冬期の搬出ですが、岩手県庁さんの方では、今年度から試行としまして、若干、あっちの方では廃棄物量が増えたとか、そういった事情があったようですが、事前の見積りと違って若干増えたとか、その他、急いで搬出したいということで今年度試行を始めたようですが、青森県の方では、もう既に平成16年度から冬期間も夏と変わらず同じようにどんどん搬出してあります。今後も、平成24年度まできちんと撤去を完了するために、冬期間も夏と同じような体制でどんどん運び出していきます。

鎌田室長： 最後の3つ目の岩手県で早く終われば岩手県の処理施設が使えるんじゃないかということなんですが、今の見込みでは、県内の処理施設でやっていけるような見込みは持っていません。ただ、どうしても24年度までに間に合いそうもないと。そして、岩手県の方で終わって施設があると、余裕があるという具体的になった時には、特に、今は岩手県の方で新しく第3セクターで県北の方につくる、来年度かな、できるということになっていましたので、その施設は有効に活用したいということで岩手県とも、そうなった時にはご協力をお願いしますという話はしております。

司 会： よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

予定の時間よりまだだいぶ早いんですが、特にご意見、ご質問等がないようであれば、これで終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、最後になりましたけども、松橋町長さんからまとめのお言葉をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松橋町長： 長時間、ご苦労様でございます。

今、マニュアルどおりに、計画どおりに進んでいただきたいということでありまして、今、処理先のことで大丈夫だという話がありましたけれども、非常事態が発生しないとも限りません。搬出先が何か機械が壊れて、搬出処理できないということもありますので、そのようなことのないように、余裕を持った対応をしていただきたいと私は思います。

それから、汚染土壌の再利用につきましては、基準値を超えるものと超えないものとの、先ほどの質問にもありましたけども、素人でも分かりやすく、これが基準値を超えているもの、超えないものというように分かりやすい、いつ行っても説明できるような看板でもいいし、いろんな数字を掲げて分かりやすい対応をしていただきたいと思っております。

それから、撤去作業、また運送業務の安全を徹底して、これからもやっていただきたいと思えます。

そしてまた、今後の作業、現場作業、また工事等につきましては、地元の業者を優先して採用していただきたいというお願いであります。とにかく、今、マニュアルどおり実行されまして、計画が遅れることのないように、努力していただきたいと思っております。

今後とも、このような情報を密にして、定期的に報告をしていただきたいと思っております。

今日は本当にご苦労様ございました。今後の計画通りの実行をお祈りいたします。どうもご苦労様でした。

司 会： どうもありがとうございました。

これもちまして説明会を終了させていただきます。

皆様には、遅くまでご参加いただきまして、お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。